

船都政第184号

令和4年6月9日

「流域治水の会 船橋」代表 山田 素子 様

船橋市長 松戸 徹



初夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

5月13日付で要望のありました件につきましてお答え致します。

1. 現・事業計画は流域に洪水を引き起こす可能性が高く、危険です。浸水被害が出ない、安全な計画に改めてください。

現在、土地区画整理事業後の海老川水系海老川洪水浸水想定区域への影響についてシミュレーションを行っております。シミュレーション結果については、市民の皆様にご説明をしてまいります。

2. 住民の同意のない開発は違法です。必要な手続きを行ってください。

都市計画法及び土地区画整理法に基づき適正な手続きを行っていると考えております。

「船橋市・組合交渉レジュメ 2022.5.13 熊本一規」

Q1: シミュレーションも行わないで、また、住民への丁寧な説明も全く行わないまま、なぜ都市計画決定をしたのか？

市が行った都市計画の決定及び変更（「用途地域」、「海老川上流地区土地区画整理事業」、「下水道」）は、都市計画法に基づき、県や国等との協議を行った上で手続きを行っております。

Q2: シミュレーションも実施せず、下流域住民への説明会も開かないで都市計画決定したのは、適正手続きを欠いており、憲法31条違反ではないか。

市が行った都市計画の決定及び変更は、都市計画法に基づき、県や国等との協議を行った上で手続きを行っております。

Q3：シミュレーションの結果、下流域で浸水深が増大するならば、財産権の侵害にあたり、憲法29条違反ではないか。

現在、土地区画整理事業後の海老川水系海老川洪水浸水想定区域への影響についてシミュレーションを行っております。

### 3. 同地区の遊水機能を残し、浸水被害を起こさない、魅力的な町に。

市としては、法令等により土地区画整理組合に対して土地区画整理事業区域内に降った雨については、一定の数値的根拠に基づいた調整池を築造し河川への流出抑制を行うことを指導しております。

しかしながら、区域外に降った雨について、同地区がこれまで結果的に遊水が溜まっているという状態であったとしても、個人の所有地に将来にわたって遊水を溜めるのは困難であり、遊水の溜まり場に代わるものを探ることを指導するのは不適切であると考えています。

海老川上流地区は、市の中央部に位置し、中心市街地にも近く、東葉高速線が東西に走るという多くの地理的利点があります。本市が今後さらに発展していくために医療センターと駅を核としたまちづくりが重要であると考えております。一方、休耕地・耕作放棄地が目立つようになり、小規模な宅地開発や墓地の造成、資材置場、作業場などが混在した土地利用が進んでいることから、無秩序な土地利用の進行を抑えていく必要があります。

海老川上流地区のまちづくりを市政の最重要施策の一つと考え、市として支援していくこととしており、海老川上流地区が魅力的なまちになるよう、組合、関係機関等と協議を進めてまいります。

これからも本市の行政にご理解をお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

都市計画部都市政策課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-2523 FAX: : 047-436-2544

E-Mail : tosoku@city.funabashi.lg.jp